

新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第33号

新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則
(新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則(平成5年新潟県規則第87号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
附 則		附 則	
1 (略) (この規則の失効)		1 (略) (この規則の失効)	
2 この規則は、 <u>令和15年3月31日</u> 限り、その効力を失う。		2 この規則は、 <u>平成35年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	
3 (略)		3 (略)	
別記		別記	
第1号様式 (第3条関係) 事業計画書		第1号様式 (第3条関係) 事業計画書	
1～4 (略)		1～4 (略)	
5 計画投下固定資産額		5 計画投下固定資産額 <u>(円)</u>	
(略)	(3) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号) <u>第12条第4項の表の第3号又は第45条第3項の表の第3号</u> の規定の適用を受ける設備で(2)以外のもの	(略)	(3) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号) <u>第12条第3項の表の第2号又は第45条第2項の表の第2号</u> の規定の適用を受ける設備で(2)以外のもの
6～9 (略)		6～9 (略)	
(略)		(略)	
第2号様式 (第3条関係) 個人事業税課税免除申請書		第2号様式 (第3条関係) 個人事業税課税免除申請書	
(略)		(略)	
注 次の書類を添付すること。		注 次の書類を添付すること。	
1 (略)		1 (略)	
2 新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例第2条第1項に規定する対象設備を取得したことを明らかにする書類		2 新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例第2条第1項に規定する対象設備を取得したことを明らかにする書類	
(1)～(3) (略)		(1)～(3) (略)	
(4) 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号) <u>第6条の3第26項</u> の規定による確定申告書に添付すべきこととされている書類		(4) 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号) <u>第6条の3第22項</u> の規定による確定申告書に添付すべきこととされている書類	

の写し

(5) (略)

(略)

第3号様式 (第3条関係)

(略)	
地方税法第72条の2第1項 掲げる事業	第1号 第2号 第3号 第4号

(表)

- 注 1 この申告書は、新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例の課税免除の規定を適用して事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)による申告書と同時に地域振興局長に正副2通を提出すること。
- 2 地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人、同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業又は同項第3号に掲げる事業と同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。
- 3 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とに分けて提出すること。
- 4 次の書類を添付すること。
- (1) (略)
- (2) 新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例第2条第1項に規定する対象設備を取得したことを明らかにする書類
ア・イ (略)
ウ 法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲

の写し

(5) (略)

(略)

第3号様式 (第3条関係)

(略)	
地方税法第72条の2第1項 掲げる事業	第1号 第2号 第3号

(表)

- 注 1 この申告書は、新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例の課税免除の規定を適用して事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則第6号様式又は第6号様式(その2)による申告書と同時に地域振興局長に正副2通を提出すること。
- 2 地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。
- 3 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人にあつては、各事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とに分けて提出すること。
- 4 次の書類を添付すること。
- (1) (略)
- (2) 新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例第2条第1項に規定する対象設備を取得したことを明らかにする書類
ア・イ (略)
ウ 法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲

げる設備の取得価額の合計額が500万円（製造業又は旅館業においては、租税特別措置法施行令第28条の9第10項第1号に規定する資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下である法人にあっては2,000万円とする。）以上であることを証する書類

エ 租税特別措置法施行令第28条の9第27項の規定による確定申告書に添付すべきこととされている書類の写し

オ (略)

記入上の注意

- 1 (略)
- 2 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」、「第3号」又は「第4号」の該当するものを○印で囲むこと。
- 3 「新潟県分の所得金額の総額」欄及び「新潟県分の収入金額の総額」欄は、非分割法人にあっては地方税法の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあっては同法第72条の48第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は、地方税法施行規則第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の課税標準と一致するものである。

4・5 (略)

(裏)

付表1

法人事業税の課税標準の分割に関する明細書

(略)	<table border="1"> <tr> <td>第1号</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> </tr> <tr> <td>第4号</td> </tr> </table>	第1号	第2号	第3号	第4号
第1号					
第2号					
第3号					
第4号					
地方税法第72条の2第1項に掲げる事業					

注 (略)

(表)

記入上の注意

- 1 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」、「第3号」又は「第4号」の該当するものを○印で囲むこと。
- 2 ①欄の「課税標準」、「税率」及び「税額」は、地方税法施行規則第6号様式の「所得割」欄(⑳欄を除く。)若しくは「収入割」欄(㉓欄を除く。)、第6号様式(その2)の「所得割」欄(㉔欄及び㉕欄を除く。)若しくは「収入割」欄(㉖欄及び㉗欄を除く。)又は第6号様式(その3)の「所得割」欄(㉘欄及び㉙欄を除く。)若しくは「収入割」欄(㉚欄、㉛欄及び㉜欄を除く。)の「課税標準」、「税率」

げる設備の取得価額の合計額が500万円（製造業又は旅館業においては、租税特別措置法施行令第28条の9第12項に規定する資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下である法人にあっては2,000万円とする。）以上であることを証する書類

エ 租税特別措置法施行令第28条の9第23項の規定による確定申告書に添付すべきこととされている書類の写し

オ (略)

記入上の注意

- 1 (略)
- 2 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」又は「第3号」の該当するものを○印で囲むこと。
- 3 「新潟県分の所得金額の総額」欄及び「新潟県分の収入金額の総額」欄は、非分割法人にあっては地方税法の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあっては同法第72条の48第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は、地方税法施行規則第6号様式又は第6号様式(その2)の課税標準と一致するものである。

4・5 (略)

(裏)

付表1

法人事業税の課税標準の分割に関する明細書

(略)	<table border="1"> <tr> <td>第1号</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> </tr> </table>	第1号	第2号	第3号
第1号				
第2号				
第3号				
地方税法第72条の2第1項に掲げる事業				

注 (略)

(表)

記入上の注意

- 1 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」又は「第3号」の該当するものを○印で囲むこと。
- 2 ①欄の「課税標準」、「税率」及び「税額」は、地方税法施行規則第6号様式の「所得割」欄(㉑欄を除く。)若しくは「収入割」欄(㉔欄を除く。)又は第6号様式(その2)の「所得割」欄(㉕欄及び㉖欄を除く。)若しくは「収入割」欄(㉗欄及び㉘欄を除く。)の「課税標準」、「税率」及び「税額」を移記すること。

及び「税額」を移記すること。

3～6 (略)

(裏)

付表2

新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の内訳

(略)	<table border="1"> <tr> <td> <p>第1号</p> <p>第2号</p> <p>第3号</p> <p>第4号</p> </td> <td>に</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>掲げる事業</p> </td> </tr> </table>	<p>第1号</p> <p>第2号</p> <p>第3号</p> <p>第4号</p>	に	<p>掲げる事業</p>	
<p>第1号</p> <p>第2号</p> <p>第3号</p> <p>第4号</p>	に				
<p>掲げる事業</p>					

注 (略)

(表)

記入上の注意

1 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」、「第3号」又は「第4号」の該当するものを○印で囲むこと。

2～6 (略)

(裏)

第4号様式 (第3条関係)

(略)	<table border="1"> <tr> <td> <p>第1号</p> <p>第2号</p> <p>第3号</p> <p>第4号</p> </td> <td>に</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>掲げる事業</p> </td> </tr> </table>	<p>第1号</p> <p>第2号</p> <p>第3号</p> <p>第4号</p>	に	<p>掲げる事業</p>	
<p>第1号</p> <p>第2号</p> <p>第3号</p> <p>第4号</p>	に				
<p>掲げる事業</p>					

(表)

注 1 この申告書は、新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例の課税免除の規定を適用して事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則第6号の3様式、第6号の3様式(その2)又は第6号の3様式(その3)による予定申告書と同時に地域振興局長に正副2通を提出すること。

2 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人、同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業又は同項第3号に掲げる事業と同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

3 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げ

3～6 (略)

(裏)

付表2

新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の内訳

(略)	<table border="1"> <tr> <td> <p>第1号</p> <p>第2号</p> <p>第3号</p> </td> <td>に</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>掲げる事業</p> </td> </tr> </table>	<p>第1号</p> <p>第2号</p> <p>第3号</p>	に	<p>掲げる事業</p>	
<p>第1号</p> <p>第2号</p> <p>第3号</p>	に				
<p>掲げる事業</p>					

注 (略)

(表)

記入上の注意

1 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」又は「第3号」の該当するものを○印で囲むこと。

2～6 (略)

(裏)

第4号様式 (第3条関係)

(略)	<table border="1"> <tr> <td> <p>第1号</p> <p>第2号</p> <p>第3号</p> </td> <td>に</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>掲げる事業</p> </td> </tr> </table>	<p>第1号</p> <p>第2号</p> <p>第3号</p>	に	<p>掲げる事業</p>	
<p>第1号</p> <p>第2号</p> <p>第3号</p>	に				
<p>掲げる事業</p>					

(表)

注 1 この申告書は、新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例の課税免除の規定を適用して事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則第6号の3様式又は第6号の3様式(その2)による予定申告書と同時に地域振興局長に正副2通を提出すること。

2 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

3 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げ

<p>る事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、<u>それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とに分けて提出すること。</u></p> <p>記入上の注意</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (略) 2 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」、「第3号」又は「第4号」の該当するものを○印で囲むこと。 3 (略) <p style="text-align: right;">(裏)</p>	<p>る事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人にあつては、<u>各事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とに分けて提出すること。</u></p> <p>記入上の注意</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (略) 2 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」又は「第3号」の該当するものを○印で囲むこと。 3 (略) <p style="text-align: right;">(裏)</p>
--	---

(新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則（平成15年新潟県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(事業税の不均一課税の対象となる所得金額等の計算方法)</p> <p>第6条 条例第3条の規則で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める算式によって計算した額とする。</p> <p>(1) 電気供給業（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。以下この号において同じ。）、ガス供給業又は倉庫業が主たる事業である法人の場合 $A \times B / C + D \times E / F$ 算式の符号</p> <p style="padding-left: 2em;">A 県内において当該法人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得のうち電気供給業又はガス供給業（地方税法（昭和25年法律第226号）<u>第72条の24の2第1項</u>に規定するガス供給業をいう。以下この号において同じ。）以外の事業に係る所得</p> <p style="padding-left: 2em;">B～F (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(不均一課税の措置又は課税免除の措置の申告又は申請)</p>	<p>(事業税の不均一課税の対象となる所得金額等の計算方法)</p> <p>第6条 条例第3条の規則で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める算式によって計算した額とする。</p> <p>(1) 電気供給業（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。以下この号において同じ。）、ガス供給業又は倉庫業が主たる事業である法人の場合 $A \times B / C + D \times E / F$ 算式の符号</p> <p style="padding-left: 2em;">A 県内において当該法人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得のうち電気供給業又はガス供給業（地方税法（昭和25年法律第226号）<u>第72条の2第1項第2号</u>に規定するガス供給業をいう。以下この号において同じ。）以外の事業に係る所得</p> <p style="padding-left: 2em;">B～F (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(不均一課税の措置又は課税免除の措置の申告又は申請)</p>

第7条 条例第2条の2の規定により法人の県民税の不均一の課税の措置を受けようとする法人、条例第3条の規定により事業税の不均一の課税の措置を受けようとする者又は条例第4条の規定により不動産取得税の課税の免除の措置を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる県税の区分に応じ、同表の中欄に掲げる日までに、それぞれ同表の右欄に掲げる申告書又は申請書に別記第2号様式による事業計画書を添えて所管する地域振興局長に提出しなければならない。

法人県 民税	不均一の課税の措置を受けようとする事業年度の申告書の提出期限	(略)
(略)		

2 (略)

附 則

- (略)
(この規則の失効)
- この規則は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。
- (略)

第4号様式 (第7条関係)

(略)	
県民税 法人 事業税 不均一課税申告書 年 月 日から 年 月 日まで の事業年度分	(中間 確定 修正)
(略)	課税標準となる法人税額
2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額	
地方税法第72条の2第1項 <u>第1号</u> <u>第2号</u> <u>第3号</u> に <u>第4号</u> 掲げる事業	

(注) 印欄は、次のいずれかに該当する法人のみ記入すること。

- (略)
- 法人税割の課税標準となる法人税額(2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあ

第7条 条例第2条の2の規定により法人の県民税の不均一の課税の措置を受けようとする法人、条例第3条の規定により事業税の不均一の課税の措置を受けようとする者又は条例第4条の規定により不動産取得税の課税の免除の措置を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる県税の区分に応じ、同表の中欄に掲げる日までに、それぞれ同表の右欄に掲げる申告書又は申請書に別記第2号様式による事業計画書を添えて所管する地域振興局長に提出しなければならない。

法人県 民税	不均一の課税の措置を受けようとする事業年度又は連結事業年度の申告書の提出期限	(略)
(略)		

2 (略)

附 則

- (略)
(この規則の失効)
- この規則は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。
- (略)

第4号様式 (第7条関係)

(略)	
県民税 法人 事業税 不均一課税申告書 年 月 日から 年 月 日まで の事業年度分又は連結事業年度分	(中間 確定 修正)
(略)	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額
2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	
地方税法第72条の2第1項 <u>第1号</u> <u>第2号</u> に <u>第3号</u> 掲げる事業	

(注) 印欄は、次のいずれかに該当する法人のみ記入すること。

- (略)
- 法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額(2以上の道府県に事務所又は事

つては分割前の総額)が、年1,000万円を超える法人

(表)

- 注 1 この申告書は、新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例の不均一課税の規定を適用して法人の県民税又は事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)による申告書と同時に地域振興局長に正副2部を提出すること。
- 2 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人、同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業又は同項第3号に掲げる事業と同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。この場合において、(注)印欄は、いずれか一方の申告書にのみ記入すること。
- 3 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とに分けて提出すること。この場合において、(注)印欄は、いずれか一方の申告書にのみ記入すること。
- 4 記入上の注意
- (1) (略)
- (2) 「課税標準となる法人税額」欄又は「2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額」欄は、非分割法人にあつては地方税法の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあつては同法第57条第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は地方税法施行規則第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の課税標準と一致するものであること。
- (3) (略)
- (4) 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」、「第3号」又は

業所を有する法人にあつては分割前の総額)が、年1,000万円を超える法人

(表)

- 注 1 この申告書は、新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例の不均一課税の規定を適用して法人の県民税又は事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第6号様式又は第6号様式(その2)による申告書と同時に地域振興局長に正副2部を提出すること。
- 2 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。この場合において、(注)印欄は、いずれか一方の申告書にのみ記入すること。
- 3 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人にあつては、各事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とに分けて提出すること。この場合において、(注)印欄は、いずれか一方の申告書にのみ記入すること。
- 4 記入上の注意
- (1) (略)
- (2) 「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄又は「2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄は、非分割法人にあつては地方税法の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあつては同法第57条第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は地方税法施行規則第6号様式又は第6号様式(その2)の課税標準と一致するものであること。
- (3) (略)
- (4) 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」又は「第3号」

「第4号」の該当するものを○印で囲むこと。

- (5) 「新潟県分の所得金額の総額」欄及び「新潟県分の収入金額の総額」欄は、非分割法人にあつては地方税法の規定によつて算出した課税標準を、分割法人にあつては同法第72条の48第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがつて、この金額は地方税法施行規則第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の課税標準と一致するものであること。

(6)・(7) (略)

5 (略)

(裏)

付表

法人事業税の課税標準の分割に関する明細書

(略)	<table border="1"> <tr> <td>第1号</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> </tr> <tr> <td>第4号</td> </tr> </table>	第1号	第2号	第3号	第4号
第1号					
第2号					
第3号					
第4号					
地方税法第72条の2第1項	に掲げる事業				

注 (略)

(表)

記入上の注意

- 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」、「第3号」又は「第4号」の該当するものを○印で囲むこと。
- ①欄の「課税標準」、「税率」及び「税額」は、地方税法施行規則第6号様式の「所得割」欄(⑳欄を除く。)若しくは「収入割」欄(㉔欄を除く。)、第6号様式(その2)の「所得割」欄(㉔欄及び㉒欄を除く。)若しくは「収入割」欄(㉓欄及び㉒欄を除く。)又は第6号様式(その3)の「所得割」欄(㉔欄及び㉒欄を除く。)若しくは「収入割」欄(㉓欄、㉒欄及び㉑欄を除く。)の「課税標準」、「税率」及び「税額」を移記すること。

3～5 (略)

(裏)

第5号様式(第7条関係)

(略)
県民税 法人 事業税 不均一課税申告書(予定) 年 月 日から 年 月 日まで の事業年度分

の該当するものを○印で囲むこと。

- (5) 「新潟県分の所得金額の総額」欄及び「新潟県分の収入金額の総額」欄は、非分割法人にあつては地方税法の規定によつて算出した課税標準を、分割法人にあつては同法第72条の48第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがつて、この金額は地方税法施行規則第6号様式又は第6号様式(その2)の課税標準と一致するものであること。

(6)・(7) (略)

5 (略)

(裏)

付表

法人事業税の課税標準の分割に関する明細書

(略)	<table border="1"> <tr> <td>第1号</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> </tr> </table>	第1号	第2号	第3号
第1号				
第2号				
第3号				
地方税法第72条の2第1項	に掲げる事業			

注 (略)

(表)

記入上の注意

- 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」又は「第3号」の該当するものを○印で囲むこと。
- ①欄の「課税標準」、「税率」及び「税額」は、地方税法施行規則第6号様式の「所得割」欄(㉒欄を除く。)若しくは「収入割」欄(㉒欄を除く。)又は第6号様式(その2)の「所得割」欄(㉒欄及び㉑欄を除く。)若しくは「収入割」欄(㉒欄及び㉑欄を除く。)の「課税標準」、「税率」及び「税額」を移記すること。

3～5 (略)

(裏)

第5号様式(第7条関係)

(略)
県民税 法人 事業税 不均一課税申告書(予定) 年 月 日から 年 月 日まで の事業年度分又は連結事業年度分

(略)	前事業年度の 期間	前事業年度の県 民税額(法人税割 額)(注)
前事業年度の県民税(法人税割)及び事業税の 明細書		
(略)	課税標準となる法人税額	
	2以上の道府県に事務所又は事業 所を有する法人における課税標準 となる法人税額	
	地方税法第72条の2第1項 <u>第1号</u> <u>第2号</u> <u>第3号</u> に <u>第4号</u> 掲げる事業	

(注) 印欄は、次のいずれかに該当する法人のみ記入すること。

- (略)
- 法人税割の課税標準となる法人税額(2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては分割前の総額)が、年1,000万円を超える法人

(表)

注 1 この申告書は、新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例の不均一課税の規定を適用して法人の県民税又は事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則第6号の3様式、第6号の3様式(その2)又は第6号の3様式(その3)による予定申告書と同時に地域振興局長に正副2部を提出すること。

2 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人、同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業又は同項第3号に掲げる事業と同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。この場合において、(注) 印欄は、いずれか一方の申告書にのみ記入すること。

3 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項

(略)	前事業年度又は 前連結事業 年度の期間	前事業年度又は 前連結事業年度 の県民税額(法 人税割額)(注)
前事業年度又は前連結事業年度の県民税(法人 税割)及び事業税の明細書		
(略)	課税標準となる法人税額又は個別 帰属法人税額	
	2以上の道府県に事務所又は事業 所を有する法人における課税標準 となる法人税額又は個別帰属法人 税額	
	地方税法第72条の2第1項 <u>第1号</u> <u>第2号</u> に <u>第3号</u> 掲げる事業	

(注) 印欄は、次のいずれかに該当する法人のみ記入すること。

- (略)
- 法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額(2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては分割前の総額)が、年1,000万円を超える法人

(表)

注 1 この申告書は、新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例の不均一課税の規定を適用して法人の県民税又は事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則第6号の3様式又は第6号の3様式(その2)による予定申告書と同時に地域振興局長に正副2部を提出すること。

2 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。この場合において、(注) 印欄は、いずれか一方の申告書にのみ記入すること。

3 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項

<p>第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とに分けて提出すること。この場合において、(注) 印欄は、いずれか一方の申告書にのみ記入すること。</p> <p>4 記入上の注意</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」、「第3号」又は「第4号」の該当するものを○印で囲むこと。</p> <p style="text-align: center;">(裏)</p>	<p>第3号に掲げる事業を併せて行う法人にあつては、各事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とに分けて提出すること。この場合において、(注) 印欄は、いずれか一方の申告書にのみ記入すること。</p> <p>4 記入上の注意</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」又は「第3号」の該当するものを○印で囲むこと。</p> <p style="text-align: center;">(裏)</p>
--	---

(新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例施行規則（平成20年新潟県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前														
<p>(不均一課税の措置又は課税免除の措置の申告又は申請)</p> <p>第4条 条例第2条の規定により法人の県民税の不均一の課税の措置を受けようとする法人、条例第3条の規定により事業税の不均一の課税の措置を受けようとする者又は条例第4条の規定により不動産取得税若しくは固定資産税の課税の免除の措置を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる県税の区分に応じ、同表の中欄に掲げる日までに、それぞれ同表の右欄に掲げる申告書又は申請書を所管する地域振興局長に提出しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">法人県民税</td> <td style="width: 60%;">不均一の課税の措置を受けようとする事業年度の申告書の提出期限（当該期限後に算定対象の各事業年度に係る所得金額又は収入金額について更正の通知があった場合には、当該通知のあった日から1月を経過する日）</td> <td style="width: 20%;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>2 (略)</p> <p>別記</p> <p>第1号様式（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%; text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	法人県民税	不均一の課税の措置を受けようとする事業年度の申告書の提出期限（当該期限後に算定対象の各事業年度に係る所得金額又は収入金額について更正の通知があった場合には、当該通知のあった日から1月を経過する日）	(略)	(略)			(略)	<p>(不均一課税の措置又は課税免除の措置の申告又は申請)</p> <p>第4条 条例第2条の規定により法人の県民税の不均一の課税の措置を受けようとする法人、条例第3条の規定により事業税の不均一の課税の措置を受けようとする者又は条例第4条の規定により不動産取得税若しくは固定資産税の課税の免除の措置を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる県税の区分に応じ、同表の中欄に掲げる日までに、それぞれ同表の右欄に掲げる申告書又は申請書を所管する地域振興局長に提出しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">法人県民税</td> <td style="width: 60%;">不均一の課税の措置を受けようとする事業年度又は連結事業年度の申告書の提出期限（当該期限後に算定対象の各事業年度に係る所得金額又は収入金額について更正の通知があった場合には、当該通知のあった日から1月を経過する日）</td> <td style="width: 20%;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>2 (略)</p> <p>別記</p> <p>第1号様式（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%; text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	法人県民税	不均一の課税の措置を受けようとする事業年度又は連結事業年度の申告書の提出期限（当該期限後に算定対象の各事業年度に係る所得金額又は収入金額について更正の通知があった場合には、当該通知のあった日から1月を経過する日）	(略)	(略)			(略)
法人県民税	不均一の課税の措置を受けようとする事業年度の申告書の提出期限（当該期限後に算定対象の各事業年度に係る所得金額又は収入金額について更正の通知があった場合には、当該通知のあった日から1月を経過する日）	(略)													
(略)															
(略)															
法人県民税	不均一の課税の措置を受けようとする事業年度又は連結事業年度の申告書の提出期限（当該期限後に算定対象の各事業年度に係る所得金額又は収入金額について更正の通知があった場合には、当該通知のあった日から1月を経過する日）	(略)													
(略)															
(略)															

県民税 法人 事業税 不均一課税申告書		中間 確定 修正				
年 月 日から 年 月 日まで の事業年度分						
(略)	課税標準となる法人税額					
	2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額					
	地方税法第72条の2第1項 <table style="display: inline-table; border: 1px solid black; border-radius: 10px; vertical-align: middle;"> <tr><td style="padding: 2px;">第1号</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">第2号</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">第3号</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">第4号</td></tr> </table> に掲げる事業	第1号	第2号	第3号	第4号	
第1号						
第2号						
第3号						
第4号						

(注) 印欄は、次のいずれかに該当する法人のみ記入すること。

- 1 (略)
- 2 法人税割の課税標準となる法人税額（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては分割前の総額）が、年1,000万円を超える法人

(表)

- 注 1 この申告書は、新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例の不均一課税の規定を適用して法人の県民税又は事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）による申告書と同時に地域振興局長に正副2部を提出すること。
- 2 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人、同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業又は同項第3号に掲げる事業と同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。この場合において、(注) 印欄は、いずれか一方の申告書にのみ記入すること。
- 3 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項

県民税 法人 事業税 不均一課税申告書		中間 確定 修正			
年 月 日から 年 月 日まで の事業年度分又は連結事業年度分					
(略)	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額				
	2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額				
	地方税法第72条の2第1項 <table style="display: inline-table; border: 1px solid black; border-radius: 10px; vertical-align: middle;"> <tr><td style="padding: 2px;">第1号</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">第2号</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">第3号</td></tr> </table> に掲げる事業	第1号	第2号	第3号	
第1号					
第2号					
第3号					

(注) 印欄は、次のいずれかに該当する法人のみ記入すること。

- 1 (略)
- 2 法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては分割前の総額）が、年1,000万円を超える法人

(表)

- 注 1 この申告書は、新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例の不均一課税の規定を適用して法人の県民税又は事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第6号様式又は第6号様式（その2）による申告書と同時に地域振興局長に正副2部を提出すること。
- 2 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。この場合において、(注) 印欄は、いずれか一方の申告書にのみ記入すること。
- 3 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項

第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とに分けて提出すること。この場合において、(注) 印欄は、いずれか一方の申告書にのみ記入すること。

4 記入上の注意

- (1) (略)
- (2) 「課税標準となる法人税額」欄又は「2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額」欄は、非分割法人にあつては地方税法の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあつては同法第57条第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は地方税法施行規則第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の課税標準と一致するものであること。
- (3) (略)
- (4) 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」、「第3号」又は「第4号」の該当するものを○印で囲むこと。
- (5) 「新潟県分の所得金額の総額」欄及び「新潟県分の収入金額の総額」欄は、非分割法人にあつては地方税法の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあつては同法第72条の48第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は地方税法施行規則第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の課税標準と一致するものであること。
- (6)・(7) (略)

5 (略)

(裏)

付表

法人事業税の課税標準の分割に関する明細書

(略)	地方税法第72条の2第1項に掲げる事業	第1号 第2号 第3号 第4号
-----	---------------------	--------------------------

注 (略)

(表)

第3号に掲げる事業を併せて行う法人にあつては、各事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とに分けて提出すること。この場合において、(注) 印欄は、いずれか一方の申告書にのみ記入すること。

4 記入上の注意

- (1) (略)
- (2) 「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄又は「2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄は、非分割法人にあつては地方税法の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあつては同法第57条第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は地方税法施行規則第6号様式又は第6号様式(その2)の課税標準と一致するものであること。
- (3) (略)
- (4) 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」又は「第3号」の該当するものを○印で囲むこと。
- (5) 「新潟県分の所得金額の総額」欄及び「新潟県分の収入金額の総額」欄は、非分割法人にあつては地方税法の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあつては同法第72条の48第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は地方税法施行規則第6号様式又は第6号様式(その2)の課税標準と一致するものであること。
- (6)・(7) (略)

5 (略)

(裏)

付表

法人事業税の課税標準の分割に関する明細書

(略)	地方税法第72条の2第1項に掲げる事業	第1号 第2号 第3号
-----	---------------------	-------------------

注 (略)

(表)

記入上の注意

- 1 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」、「第3号」又は「第4号」の該当するものを○印で囲むこと。
 - 2 ①欄の「課税標準」、「税率」及び「税額」は、地方税法施行規則第6号様式の「所得割」欄（⑳欄を除く。）若しくは「収入割」欄（㉓欄を除く。）、第6号様式（その2）の「所得割」欄（㉔欄及び㉖欄を除く。）若しくは「収入割」欄（㉕欄及び㉗欄を除く。）又は第6号様式（その3）の「所得割」欄（㉔欄及び㉖欄を除く。）若しくは「収入割」欄（㉓欄、㉕欄及び㉗欄を除く。）の「課税標準」、「税率」及び「税額」を移記すること。
- 3～5 （略）

（裏）

第2号様式（第4条関係）

(略)	
県民税 法人 事業税 不均一課税申告書（予定） 年 月 日から 年 月 日まで の事業年度分	
(略)	前事業年度の 期間
前事業年度の県 民税額（法人税 割額）(注)	
前事業年度の県民税（法人税割）及び事業税の 明細書	
(略)	課税標準となる法人税額 2以上の道府県に事務所又は事業 所を有する法人における課税標準 となる法人税額
地方税法第72条の2第1項 第1号 第2号 第3号 に 第4号 掲げる事業	

（注）印欄は、次のいずれかに該当する法人のみ記入すること。

- 1 （略）
- 2 法人税割の課税標準となる法人税額（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあ

記入上の注意

- 1 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」又は「第3号」の該当するものを○印で囲むこと。
 - 2 ①欄の「課税標準」、「税率」及び「税額」は、地方税法施行規則第6号様式の「所得割」欄（㉔欄を除く。）若しくは「収入割」欄（㉗欄を除く。）又は第6号様式（その2）の「所得割」欄（㉔欄及び㉖欄を除く。）若しくは「収入割」欄（㉕欄及び㉗欄を除く。）の「課税標準」、「税率」及び「税額」を移記すること。
- 3～5 （略）

（裏）

第2号様式（第4条関係）

(略)	
県民税 法人 事業税 不均一課税申告書（予定） 年 月 日から 年 月 日まで の事業年度分又は連結事業 年度分	
(略)	前事業年度又 は前連結事業 年度の期間
前事業年度又は 前連結事業年度 の県民税額（法 人税割額）(注)	
前事業年度又は前連結事業年度の県民税（法人 税割）及び事業税の明細書	
(略)	課税標準となる法人税額又は個別 帰属法人税額 2以上の道府県に事務所又は事業 所を有する法人における課税標準 となる法人税額又は個別帰属法人 税額
地方税法第72条の2第1項 第1号 第2号 に 第3号 掲げる事業	

（注）印欄は、次のいずれかに該当する法人のみ記入すること。

- 1 （略）
- 2 法人税割の課税標準となる法人税額又は個別
帰属法人税額（2以上の道府県に事務所又は事

つては分割前の総額)が、年1,000万円を超える法人

(表)

注 1 この申告書は、新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例の不均一課税の規定を適用して法人の県民税又は事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則第6号の3様式、第6号の3様式(その2)又は第6号の3様式(その3)による予定申告書と同時に地域振興局長に正副2部を提出すること。

2 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人、同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業又は同項第3号に掲げる事業と同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。この場合において、(注)印欄は、いずれか一方の申告書にのみ記入すること。

3 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とに分けて提出すること。この場合において、(注)印欄は、いずれか一方の申告書にのみ記入すること。

4 記入上の注意

(1)～(3) (略)

(4) 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」、「第3号」又は「第4号」の該当するものを○印で囲むこと。

(裏)

業所を有する法人にあつては分割前の総額)が、年1,000万円を超える法人

(表)

注 1 この申告書は、新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例の不均一課税の規定を適用して法人の県民税又は事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則第6号の3様式又は第6号の3様式(その2)による予定申告書と同時に地域振興局長に正副2部を提出すること。

2 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。この場合において、(注)印欄は、いずれか一方の申告書にのみ記入すること。

3 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人にあつては、各事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とに分けて提出すること。この場合において、(注)印欄は、いずれか一方の申告書にのみ記入すること。

4 記入上の注意

(1)～(3) (略)

(4) 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」又は「第3号」の該当するものを○印で囲むこと。

(裏)

(新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例施行規則(平成27年新潟県規則第55号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(課税免除又は不均一課税の措置の申告又は申	(課税免除又は不均一課税の措置の申告又は申

請)

第3条 条例第1条の2の規定により法人の県民税の不均一の課税の措置を受けようとする法人、条例第1条の3の規定により事業税、不動産取得税若しくは固定資産税の課税の免除の措置を受けようとする者又は条例第2条の規定により事業税、不動産取得税若しくは固定資産税の不均一の課税の措置を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる県税の区分に応じ、同表の中欄に掲げる日までに、それぞれ同表の右欄に掲げる申告書又は申請書を、所管する地域振興局長に提出しなければならない。

法人県民税	不均一の課税の措置を受けようとする事業年度の申告書の提出期限	(略)
(略)		

2 (略)

別記

第1号様式 (第3条関係)

(略)	
法人県民税不均一課税 法人事業税課税免除(不均一課税)申告書	中間 確定 修正
年 月 日から 年 月 日まで の事業年度分	
(略)	課税標準となる法人税額
2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額	
地方税法第72条の2第1項 <u>第1号</u> <u>第2号</u> <u>第3号</u> に <u>第4号</u> 掲げる事業	

(注) 印欄は、次のいずれかに該当する法人のみ記入すること。

- 1 (略)
- 2 法人税割の課税標準となる法人税額(2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては分割前の総額)が、年1,000万円を超える法人

(表)

注 1 この申告書は、新潟県産業拠点強化を促

請)

第3条 条例第1条の2の規定により法人の県民税の不均一の課税の措置を受けようとする法人、条例第1条の3の規定により事業税、不動産取得税若しくは固定資産税の課税の免除の措置を受けようとする者又は条例第2条の規定により事業税、不動産取得税若しくは固定資産税の不均一の課税の措置を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる県税の区分に応じ、同表の中欄に掲げる日までに、それぞれ同表の右欄に掲げる申告書又は申請書を、所管する地域振興局長に提出しなければならない。

法人県民税	不均一の課税の措置を受けようとする事業年度又は連結事業年度の申告書の提出期限	(略)
(略)		

2 (略)

別記

第1号様式 (第3条関係)

(略)	
法人県民税不均一課税 法人事業税課税免除(不均一課税)申告書	中間 確定 修正
年 月 日から 年 月 日まで の事業年度分又は連結事業年度分	
(略)	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額
2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	
地方税法第72条の2第1項 <u>第1号</u> <u>第2号</u> に <u>第3号</u> 掲げる事業	

(注) 印欄は、次のいずれかに該当する法人のみ記入すること。

- 1 (略)
- 2 法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額(2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては分割前の総額)が、年1,000万円を超える法人

(表)

注 1 この申告書は、新潟県産業拠点強化を促

進するための県税の特例に関する条例の課税免除又は不均一課税の規定を適用して法人の県民税又は事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）による申告書と同時に地域振興局長に正副2部を提出すること。

2 地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人、同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業又は同項第3号に掲げる事業と同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。この場合において、（注）印欄は、いずれか一方の申告書にのみ記入すること。

3 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とに分けて提出すること。この場合において、（注）印欄は、いずれか一方の申告書にのみ記入すること。

4 記入上の注意

(1) (略)

(2) 「課税標準となる法人税額」欄又は「2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額」欄は、非分割法人にあつては地方税法の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあつては同法第57条第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は地方税法施行規則第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の課税標準と一致するものであること。

(3) (略)

(4) 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」、「第3号」又は「第4号」の該当するものを○印で囲むこと。

進するための県税の特例に関する条例の課税免除又は不均一課税の規定を適用して法人の県民税又は事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第6号様式又は第6号様式（その2）による申告書と同時に地域振興局長に正副2部を提出すること。

2 地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。この場合において、（注）印欄は、いずれか一方の申告書にのみ記入すること。

3 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人にあつては、各事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とに分けて提出すること。この場合において、（注）印欄は、いずれか一方の申告書にのみ記入すること。

4 記入上の注意

(1) (略)

(2) 「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄又は「2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄は、非分割法人にあつては地方税法の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあつては同法第57条第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は地方税法施行規則第6号様式又は第6号様式（その2）の課税標準と一致するものであること。

(3) (略)

(4) 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」又は「第3号」の該当するものを○印で囲むこと。

(5) 「新潟県分の所得金額の総額」欄及び「新潟県分の収入金額の総額」欄は、非分割法人にあっては地方税法の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあっては同法第72条の48第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は地方税法施行規則第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の課税標準と一致するものであること。

(6)・(7) (略)

5 (略)

(裏)

付表

法人事業税の課税標準の分割に関する明細書

(略)	<table border="1"> <tr> <td>第1号</td> <td rowspan="4">に</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> </tr> <tr> <td>第4号</td> </tr> </table>	第1号	に	第2号	第3号	第4号
第1号	に					
第2号						
第3号						
第4号						
地方税法第72条の2第1項						
掲げる事業						

注 (略)

(表)

記入上の注意

- 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」、「第3号」又は「第4号」の該当するものを○印で囲むこと。
- ①欄の「課税標準」、「税率」及び「税額」は、地方税法施行規則第6号様式の「所得割」欄(⑳欄を除く。)若しくは「収入割」欄(㉓欄を除く。)、第6号様式(その2)の「所得割」欄(㉔欄及び㉕欄を除く。)若しくは「収入割」欄(㉓欄及び㉕欄を除く。)又は第6号様式(その3)の「所得割」欄(㉔欄及び㉕欄を除く。)若しくは「収入割」欄(㉓欄、㉕欄及び㉖欄を除く。)の「課税標準」、「税率」及び「税額」を移記すること。

3～5 (略)

(裏)

第2号様式(第3条関係)

(略)		
法人県民税不均一課税 法人事業税課税免除(不均一課税)申告書(予定)		
年月日から 年月日まで の事業年度分		
(略)	前事業年度の 期間	前事業年度の県 民税額(法人税割)

(5) 「新潟県分の所得金額の総額」欄及び「新潟県分の収入金額の総額」欄は、非分割法人にあっては地方税法の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあっては同法第72条の48第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は地方税法施行規則第6号様式又は第6号様式(その2)の課税標準と一致するものであること。

(6)・(7) (略)

5 (略)

(裏)

付表

法人事業税の課税標準の分割に関する明細書

(略)	<table border="1"> <tr> <td>第1号</td> <td rowspan="3">に</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> </tr> </table>	第1号	に	第2号	第3号
第1号	に				
第2号					
第3号					
地方税法第72条の2第1項					
掲げる事業					

注 (略)

(表)

記入上の注意

- 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」又は「第3号」の該当するものを○印で囲むこと。
- ①欄の「課税標準」、「税率」及び「税額」は、地方税法施行規則第6号様式の「所得割」欄(㉔欄を除く。)若しくは「収入割」欄(㉓欄を除く。)又は第6号様式(その2)の「所得割」欄(㉔欄及び㉕欄を除く。)若しくは「収入割」欄(㉓欄及び㉕欄を除く。)の「課税標準」、「税率」及び「税額」を移記すること。

3～5 (略)

(裏)

第2号様式(第3条関係)

(略)		
法人県民税不均一課税 法人事業税課税免除(不均一課税)申告書(予定)		
年月日から 年月日まで の事業年度分又は連結事業 年度分		
(略)	前事業年度又 は前連結事業	前事業年度又は 前連結事業年度

	額) (注)
前事業年度の県民税 (法人税割) 及び事業税の明細書	
(略)	課税標準となる法人税額
	2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 第1号 第2号 第3号 第4号 </div> 地方税法第72条の2第1項に掲げる事業

(注) 印欄は、次のいずれかに該当する法人のみ記入すること。

- 1 (略)
- 2 法人税割の課税標準となる法人税額 (2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては分割前の総額) が、年1,000万円を超える法人

(表)

- 注 1 この申告書は、新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例の課税免除又は不均一課税の規定を適用して法人の県民税又は事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則第6号の3様式、第6号の3様式(その2)又は第6号の3様式(その3)による予定申告書と同時に地域振興局長に正副2部を提出すること。
- 2 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人、同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業又は同項第3号に掲げる事業と同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。この場合において、(注) 印欄は、いずれか一方の申告書にのみ記入すること。
- 3 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、そ

年度の期間	の県民税額 (法人税割額) (注)
前事業年度又は前連結事業年度の県民税 (法人税割) 及び事業税の明細書	
(略)	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額
	2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 第1号 第2号 第3号 </div> 地方税法第72条の2第1項に掲げる事業

(注) 印欄は、次のいずれかに該当する法人のみ記入すること。

- 1 (略)
- 2 法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 (2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては分割前の総額) が、年1,000万円を超える法人

(表)

- 注 1 この申告書は、新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例の課税免除又は不均一課税の規定を適用して法人の県民税又は事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則第6号の3様式又は第6号の3様式(その2)による予定申告書と同時に地域振興局長に正副2部を提出すること。
- 2 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。この場合において、(注) 印欄は、いずれか一方の申告書にのみ記入すること。
- 3 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人にあっては、各事業に係る課税標準額の計算の

<p>それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とに分けて提出すること。この場合において、(注) 印欄は、いずれか一方の申告書にのみ記入すること。</p> <p>4 記入上の注意</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」、「第3号」又は「第4号」の該当するものを○印で囲むこと。</p> <p style="text-align: right;">(裏)</p>	<p>別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とに分けて提出すること。この場合において、(注) 印欄は、いずれか一方の申告書にのみ記入すること。</p> <p>4 記入上の注意</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」又は「第3号」の該当するものを○印で囲むこと。</p> <p style="text-align: right;">(裏)</p>
--	--

(新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則（令和3年新潟県規則第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前				
<p>別記 第1号様式（第3条関係） 事業計画書</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 計画投下固定資産額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">(略)</td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">(3) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）<u>第12条第4項の表の第1号の中欄</u>又は<u>第45条第3項の表の第1号の中欄</u>に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第4項の表の第1号の下欄又は第45条第3項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるもののうち(2)以外のもの</td> </tr> </table> <p>6～9 (略)</p> <p>(略)</p> <p>第2号様式（第3条関係） 個人事業税課税免除申請書</p> <p>(略)</p> <p>注 次の書類を添付すること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例第2条第1項に規定する設備の取</p>	(略)	(3) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号） <u>第12条第4項の表の第1号の中欄</u> 又は <u>第45条第3項の表の第1号の中欄</u> に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第4項の表の第1号の下欄又は第45条第3項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるもののうち(2)以外のもの	<p>別記 第1号様式（第3条関係） 事業計画書</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 計画投下固定資産額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">(略)</td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">(3) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）<u>第12条第3項の表の第1号の中欄</u>又は<u>第45条第2項の表の第1号の中欄</u>に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第3項の表の第1号の下欄又は第45条第2項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるもののうち(2)以外のもの</td> </tr> </table> <p>6～9 (略)</p> <p>(略)</p> <p>第2号様式（第3条関係） 個人事業税課税免除申請書</p> <p>(略)</p> <p>注 次の書類を添付すること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例第2条第1項に規定する設備の取</p>	(略)	(3) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号） <u>第12条第3項の表の第1号の中欄</u> 又は <u>第45条第2項の表の第1号の中欄</u> に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第3項の表の第1号の下欄又は第45条第2項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるもののうち(2)以外のもの
(略)	(3) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号） <u>第12条第4項の表の第1号の中欄</u> 又は <u>第45条第3項の表の第1号の中欄</u> に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第4項の表の第1号の下欄又は第45条第3項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるもののうち(2)以外のもの				
(略)	(3) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号） <u>第12条第3項の表の第1号の中欄</u> 又は <u>第45条第2項の表の第1号の中欄</u> に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第3項の表の第1号の下欄又は第45条第2項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるもののうち(2)以外のもの				

得等をしたことを明らかにする書類

- (1) (略)
- (2) 租税特別措置法第12条第6項において準用する同法第11条第3項に規定する特定設備等の償却費の額の計算に関する明細書
- (3)・(4) (略)

(略)

第3号様式 (第3条関係)

(略)
地方税法第72条の2第1項に掲げる事業

(表)

注 1 この申告書は、新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例の課税免除の規定を適用して事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)による申告書と同時に地域振興局長に正副2通を提出すること。

2 地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人、同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業又は同項第3号に掲げる事業と同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

3 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とに分けて提出すること。

4 (略)

記入上の注意

- 1 (略)
- 2 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」、「第3号」又は「第4号」

得等をしたことを明らかにする書類

- (1) (略)
- (2) 租税特別措置法第12条第5項において準用する同法第11条第3項に規定する特定設備等の償却費の額の計算に関する明細書
- (3)・(4) (略)

(略)

第3号様式 (第3条関係)

(略)
地方税法第72条の2第1項に掲げる事業

(表)

注 1 この申告書は、新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例の課税免除の規定を適用して事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則第6号様式又は第6号様式(その2)による申告書と同時に地域振興局長に正副2通を提出すること。

2 地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

3 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人にあつては、各事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とに分けて提出すること。

4 (略)

記入上の注意

- 1 (略)
- 2 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」又は「第3号」の該当する

の該当するものを○印で囲むこと。

3 「新潟県分の所得金額の総額」欄及び「新潟県分の収入金額の総額」欄は、非分割法人にあっては地方税法の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあっては同法第72条の48第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は、地方税法施行規則第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の課税標準と一致するものである。

4・5 (略)

(裏)

付表1

法人事業税の課税標準の分割に関する明細書

(略)	<table border="1"> <tr> <td>第1号</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> </tr> <tr> <td>第4号</td> </tr> </table>	第1号	第2号	第3号	第4号
第1号					
第2号					
第3号					
第4号					
地方税法第72条の2第1項	に				
掲げる事業					

注 (略)

(表)

記入上の注意

- 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」、「第3号」又は「第4号」の該当するものを○印で囲むこと。
- ①欄の「課税標準」、「税率」及び「税額」は、地方税法施行規則第6号様式の「所得割」欄(⑳欄を除く。)若しくは「収入割」欄(㉔欄を除く。)、第6号様式(その2)の「所得割」欄(㉒欄及び㉔欄を除く。)若しくは「収入割」欄(㉒欄及び㉔欄を除く。)又は第6号様式(その3)の「所得割」欄(㉒欄及び㉔欄を除く。)若しくは「収入割」欄(㉒欄、㉔欄及び㉔欄を除く。)の「課税標準」、「税率」及び「税額」を移記すること。

3～6 (略)

(裏)

付表2

新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の内訳

(略)	<table border="1"> <tr> <td>第1号</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> </tr> <tr> <td>第4号</td> </tr> </table>	第1号	第2号	第3号	第4号
第1号					
第2号					
第3号					
第4号					
地方税法第72条の2第1項	に				
掲げる事業					

注 (略)

(表)

記入上の注意

ものを○印で囲むこと。

3 「新潟県分の所得金額の総額」欄及び「新潟県分の収入金額の総額」欄は、非分割法人にあっては地方税法の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあっては同法第72条の48第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は、地方税法施行規則第6号様式又は第6号様式(その2)の課税標準と一致するものである。

4・5 (略)

(裏)

付表1

法人事業税の課税標準の分割に関する明細書

(略)	<table border="1"> <tr> <td>第1号</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> </tr> </table>	第1号	第2号	第3号
第1号				
第2号				
第3号				
地方税法第72条の2第1項	に			
掲げる事業				

注 (略)

(表)

記入上の注意

- 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」又は「第3号」の該当するものを○印で囲むこと。
- ①欄の「課税標準」、「税率」及び「税額」は、地方税法施行規則第6号様式の「所得割」欄(㉒欄を除く。)若しくは「収入割」欄(㉒欄を除く。)又は第6号様式(その2)の「所得割」欄(㉒欄及び㉔欄を除く。)若しくは「収入割」欄(㉒欄及び㉔欄を除く。)の「課税標準」、「税率」及び「税額」を移記すること。

3～6 (略)

(裏)

付表2

新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の内訳

(略)	<table border="1"> <tr> <td>第1号</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> </tr> </table>	第1号	第2号	第3号
第1号				
第2号				
第3号				
地方税法第72条の2第1項	に			
掲げる事業				

注 (略)

(表)

記入上の注意

1 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」、「第3号」又は「第4号」の該当するものを○印で囲むこと。

2～6 (略)

(裏)

第4号様式 (第3条関係)

(略)	
地方税法第72条の2第1項	第1号 第2号 第3号 第4号
掲げる事業	に

(表)

注 1 この申告書は、新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例の課税免除の規定を適用して事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則第6号の3様式、第6号の3様式(その2)又は第6号の3様式(その3)による予定申告書と同時に地域振興局長に正副2通を提出すること。

2 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人、同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業又は同項第3号に掲げる事業と同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

3 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とに分けて提出すること。

記入上の注意

1 (略)

2 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」、「第3号」又は「第4号」の該当するものを○印で囲むこと。

3 (略)

(裏)

1 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」又は「第3号」の該当するものを○印で囲むこと。

2～6 (略)

(裏)

第4号様式 (第3条関係)

(略)	
地方税法第72条の2第1項	第1号 第2号 第3号
掲げる事業	に

(表)

注 1 この申告書は、新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例の課税免除の規定を適用して事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則第6号の3様式又は第6号の3様式(その2)による予定申告書と同時に地域振興局長に正副2通を提出すること。

2 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

3 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人にあつては、各事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とに分けて提出すること。

記入上の注意

1 (略)

2 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」又は「第3号」の該当するものを○印で囲むこと。

3 (略)

(裏)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則の規定(附則第2項、別記第1号様式及び別記第2号様式の規定を除く。)、第2条の規定による改正後の新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の規定(附則第2項の規定を除く。)、第3条の規定による改正後の新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例施行規則の規定、第4条の規定による改正後の新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の規定及び第5条の規定による改正後の新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則の規定(別記第1号様式及び別記第2号様式の規定を除く。)は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定による改正前の法人税法(昭和40年法律第34号。以下「4年旧法人税法」という。)第2条第12号の7に規定する連結子法人(以下「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。)が同日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の事業税及び県民税について適用し、同日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の事業税及び県民税については、なお従前の例による。